



高齢者の交通事故防止 県民運動の実施!



麦川

山口県では、3月9日(月)から15日(日)までの間、高齢者を悲惨な交通事故の被害者にも加害者にもさせないため、「高齢者の交通事故防止県民運動」が実施されます。

地域や家庭で高齢者の交通事故防止について話し合うことも運動の参加につながります。

一人一人が、「思いやり」と「ゆずり合い」の気持ちを持ち、ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を心掛けましょう。



麦川駐在所
村田謙太
52-0110
(美祢警察署)



地域で子供を見守る活動の推進



県内では、子供に対する犯罪や、声掛け事案が多く発生しています。

子供に対する声掛け事案等は、登下校時間帯の通学路で多く発生していますので、こうした時間帯、場所での見守り活動が効果的です。

地域の皆さんは散歩や買い物等の日常生活をしながら、事業者の方は事業活動しながら、子供の安全に気を配る「ながら見守り」にご協力をお願いします。





安全・安心情報を
SNS 等で配信中

とどけ！
つながれ！
安全・安心 MIND

県警察公式アカウントの
登録をお願いします。



山口県警察からの最新情報発信中！



ホームページ



X



YouTube



Facebook



自転車安全利用五則 その2

自転車安全利用五則
その2は、「交差点では
信号と一時停止を守って、
安全確認」です。

交差点では
信号と一時停止を
守って！

自転車と自動車の
事故の多くが交差点で
発生しています。
交差点では、必ず信号や
一時停止に従って安全を
確認して通行してください



【信号に関するルール】

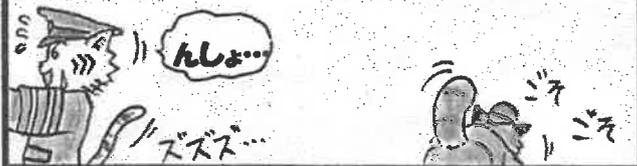
- 車道を進行するときは車両信号
- 横断歩道を進行するときは歩行者用信号

- のときは歩行者用信号

に従ってください。

車両用信号が黄色の場合は、安全に止まれないときを除いて、停止位置を越えて進行してはいけません。

赤信号で停止する場合には、停止線が設けられているときは、その直前で停止しなければなりません。
また、歩道を進行している場合や、自転車を除く一方通行道路を反対側から通行してきた場合で、停止線が設けられていないときには、交差点の直前で停止しなければなりません。



【一時停止に関するルール】

一時停止標識等のある交差点では、停止線があるときはその直前で、停止線がなければ交差点の直前で一時停止しなければなりません。

